

処方・調剤・ 保険請求の

Q & A

日本薬剤師会

Q 乳幼児服薬指導加算は、内服薬以外でも算定できますか。また、医薬品の内容や種類などによって算定の可否に違いはあるのでしょうか。(匿名希望)

A 内服薬以外の剤形についても算定は可能です。また、医薬品の内容や種類の違いによって算定の可否を判断するものではありません。

乳幼児服薬指導加算は、薬剤服用歴管理指導料の加算項目として設けられているもので、6歳未満の乳幼児患者に係る調剤の際に、患者または家族などに対し、当該薬剤の適切な服薬(使用)方法や誤飲防止などについて必要な指導を行った場合に算定します(表1, 2)。またさらに、患者または家族からの当該薬剤の使用方法などに関する問い合わせに対して、適切に対応および指導を行うことも要件の一つです(表2)。

項目の名称に「服薬」とあることから、乳幼児服薬指導加算は内服薬に限定した点数と誤解されるかもしれませんが、対象となる剤形を限定した評価ではありませんので、内服薬以外についても算定可能です。

また、薬剤や患者によって指導内容は異なると思いますが、乳幼児服薬指導加算は指導内容の濃淡などで算定の可否を判断するものではありません。患者の体重、適切な剤形その他必要な事項などを確認したうえで、適切

表1 乳幼児服薬指導加算(点数表)

区分10 薬剤服用歴管理指導料(処方せんの受付1回につき)	41点
注5 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、5点を所定点数に加算する。	

(調剤報酬点数表(2014年3月5日, 厚生労働省告示第57号)より抜粋)

表2 乳幼児服薬指導加算(通知)

区分10 薬剤服用歴管理指導料
(24) 乳幼児服薬指導加算
ア 乳幼児服薬指導加算は、乳幼児に係る処方せんの受付の際に、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認を行った上で、患者の家族等に対して適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導を行った場合に算定する。
イ 乳幼児服薬指導加算を算定した処方せん中の薬剤の服用期間中に、患者の家族等から電話等により当該処方薬剤に係る問い合わせがあった場合には、適切な対応及び指導等を行うこと。
ウ アにおける確認内容及び指導の要点について、薬剤服用歴の記録及び手帳に記載する。

(「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(2014年3月5日, 保医発0305第3号)別添3より抜粋)

な服薬方法や誤飲防止などに関する指導を行うとともに、その内容や要点を薬歴およびお薬手帳に記載することで算定できます。

質問の募集

1. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係までお送りください。
2. 質問の範囲
①実際の処方せんの疑義解釈に関する質問 ②保険調剤・調剤報酬などに関する質問 ③調剤技術などに関する質問
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記してください。
4. 質問が採用された方には、図書カードを贈呈します。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも「調剤と情報」誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によるのみ行います。電話やFAXによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270